

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会 長 西 山 周 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長
(公 印 省 略)

産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について（通知）

日頃から、本県の廃棄物行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
産業廃棄物処理施設等における火災については、平成 31 年 1 月 8 日付け 30 循第 596 号及び令和元年 10 月 23 日付け元循第 457 号により、対策の徹底を通知したところですが、その後も火災が相次いで発生していることから、改めて下記のとおり通知しますので、貴協会会員等への周知をお願いします。
なお、破碎施設を有する産業廃棄物中間処理業者に対しては、別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 施設における防火管理の徹底
所有する産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物保管場所等において、火災発生の恐れや延焼しやすいものがないか再確認の上、定期的な施設検査や清掃、可燃性廃棄物の適切な保管等、必要な措置を講じるとともに、防火管理を徹底すること。
- 2 火災発生時の初期消火及び所管消防署への通報
日頃から消火設備の使用方法を従業員に周知するとともに、万が一火災が発生した場合は、安全を確保しながら、直ちに当該設備を用いて初期消火に着手するとともに、所管消防署へ通報すること。
また、火災の再発の恐れがある場合などは、事業の停止や改善措置を命じることがあるため、発生した火災の規模にかかわらず、所管保健所まで速やかに報告すること。
- 3 混入物の取扱い
取扱う産業廃棄物に火災原因になる可能性があるもの（スプレー缶、電池、廃油等）が混入していることに常に注意し、処理前の受入確認を十分に行うとともに、混載物を取り扱う処理業者においては、混入の有無に関わらず、排出事業者への分別の徹底を求めること。
特にリチウムイオン電池については、可燃性の有機溶媒を内包しており、全国的にも発火トラブルが急増していることから、当該電池を内蔵するモバイルバッテリー、電子タバコ等の電気機器の混入がないかをより入念に確認すること。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課産業廃棄物係 大内、山内
TEL: 089-912-2358
FAX: 089-912-2354

産業廃棄物中間処理業者 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長
(公 印 省 略)

産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について（通知）

日頃から、本県の廃棄物行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般より、本県内の産業廃棄物処理施設等において火災が相次いで発生しています。
原因については、現在、関係機関による調査が行われているところですが、火災予防に
関する法令や廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することはもとより、下記の 3 点
について、徹底した対応をいただくよう、よろしく申し上げます。

記

1 施設における防火管理の徹底

所有する産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物保管場所等において、火災発生の恐れ
や延焼しやすいものがないか再確認の上、定期的な施設検査や清掃、可燃性廃棄物の適
切な保管等、必要な措置を講じるとともに、防火管理を徹底すること。

2 火災発生時の初期消火及び所管消防署への通報

日頃から消火設備の使用方法を従業員に周知するとともに、万が一火災が発生した
場合は、安全を確保しながら、直ちに当該設備を用いて初期消火に着手するととも
に、所管消防署へ通報すること。

また、火災の再発の恐れがある場合などは、事業の停止や改善措置を命じることがあ
るため、発生した火災の規模にかかわらず、所管保健所まで速やかに報告すること。

3 混入物の取扱い

取扱う産業廃棄物に火災原因になる可能性があるもの（スプレー缶、電池、廃油等）
が混入していることに常に注意し、処理前の受入確認を十分に行うとともに、混載物を
取り扱う処理業者においては、混入の有無に関わらず、排出事業者への分別の徹底を求
めること。

特にリチウムイオン電池については、可燃性の有機溶媒を内包しており、全国的にも
発火トラブルが急増していることから、当該電池を内蔵するモバイルバッテリー、電子
タバコ等の電気機器の混入がないかをより入念に確認すること。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課産業廃棄物係 大内、山内
TEL: 089-912-2358
FAX: 089-912-2354